

Title	佐藤尚武著 『回顧八十年』
Sub Title	N. Sato : Looking back on the past eighty years
Author	池井, 優 (Ikei, Masaru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.9 (1963. 9) ,p.96- 100
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630915-0096

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

したものであり、また手形法第八条末段が「権限ヲ越エタル代理人ニ付亦同ジ」と定めているだけであるため、そのような代理人にどのような責任を負わせるべきかという問題を生ずる。すなわち、権限を越えた部分についてだけ責任を負わせるべきであるのか、手形金額全部について責任を負わせるべきであるのか、また本人の責任はどうなるのが問題となり、この点についてはジュネーヴ統一会議の当時から争いがあり、わが国でも学説が分れている」とし、学説を説明され、その上で「甲は代理権を与えた金額までは手形上の責任を負うべきであり、また乙は手形金額の全部に対し責に任ずべきものであるから、丙は甲に対しては百万円を請求することができ、また乙に対しては二百万円を請求することができる」と説明している。更に親切にもこれに関連する参考文献が上げられている。

又手形の公示催告手続についても、例題では「手形をなくしたときにはどのような法律的手続をとるべきか」(例題三四・一一〇頁)として一総説、二公示催告手続、三担保提供の方法の他、四新聞紙上の無効公告についてまでもいわれている。

これらはほんの一例に過ぎないが、平易に、しかも例題を通常最も身近かなものからとらえて説明され、手形小切手法がいかにも卑近な問題についての解決であるかを説明されている。

第一編手形、第二編を小切手とし第一編を三章に分け、第一章総説として、手形の概念種類および経済作用を述べ、第二章為替手形、第三章約束手形としている。又小切手も七章に分け、第一章総説、第二章振出、第三章譲渡、第四章呈示および支払、第五章支払

拒絶による遡求、第六章復本、第七章支払保証等が述べられている。

よつて著者も述べられる如く「読者は、本書を充分に利用することによつて、手形法・小切手法についての実力を身につけることと信ずる」ものである。(有信堂発行 A5版三二六頁 定価七五〇円)

(米津昭子)

佐藤尚武著

『回顧八十年』

ビスマルクはかつて「真の歴史は公文記録からは書くことは出来ない。何故ならば歴史家は必ずしもその公文記録の起草者の真意を知り得ないからである」と言つたと伝えられ、またこれに対する言としてグーテ教授は「公文記録なしに歴史は書けないこともまた真理である……が、公表するために公表された公文記録にのみ頼つてはならない。当時の当局者の私信、関係各省の覚書、秘密調書、事件関係者の傍証によつて史上に活躍する人物の仕事振りを眺め、また所謂無上の奥義を探り更に思想発展の過程を知り得るのである」と言つている。

このような意味において現役を引退した政府当局者が現職中の出

来事について書き残した手記、回顧録等は貴重な資料を提供してくれたり、「実測函面」のような公文記録に「写生絵画」のような役割を果たしてくれたりするものである。

今回出版された佐藤尚武氏の『回顧八十年』もこのような意味において大きな価値を持つものである。戦後、外交の秘密のヴェールがとられるや、元大使、外相等外交当局者による手記、回想録の類が続々出版され、日本外交史の研究を側面から促進させる上に大きな要素となつた。例えば元外相の著作に限つていえば、幣原喜重郎『外交五十年』、芳沢謙吉『外交六十年』、有田八郎『人の目の塵を見る』、『馬鹿八と人は言う』、重光葵『外交回想録』、『昭和の動乱』、東郷茂徳『時代の一面』、宇垣一成『宇垣日記』が挙げられる。これに今回佐藤元外相の本書が加つたわけである。

さて本書の内容の紹介に移る。全体は前編と後編に分れ、前編は第一章少年時代、第二章中学より一ツ橋高商時代、第三章外務省入省、第四章ロシア大使館在勤時代、第五章第一次世界大戦勃発、第六章ハルビン総領事時代―ロシア革命、第七章フランス大使館在勤時代、第八章ポーランド公使時代―日ソ国交開始、第九章国際連盟帝國事務局長、第十章ベルギー大使からフランス大使へ―満州問題勃発と国際連盟脱退、第十一章林内閣の外務大臣時代、第十二章日伊修交経済使節時代、第十三章第二次世界大戦と大東亜戦争、第十四章ソ連大使時代、の十四章から、後編は第一章日ソ関係悪化とソ連の対日参戦、第二章終戦・抑留・帰国、第三章参議院議長時代、第四章国連協会と伊勢神宮奉賛会、の四章から成る。

紹介と批評

前編は、佐藤氏が駐ソ大使としてタイビシエフ、モスクワに在勤中、坂田二郎同盟通信社通信員に昭和十七年十二月八日から十九年十二月二十七日まで五十二回にわたつて口述し同通信員が筆記した記録である。この前編は佐藤氏が還暦の記念として「父が何をしたか、何を志していたか」ということを、子供らに書き残しておきたいため」に書かれ、「出版するものでもなければ、市井に出すものでもない」（三四頁）ものであつた。したがつて同氏の私生活の想い出も多く織り込まれていて、この点では出版を目的した他の回顧録とは「題材や書き振りも違つている」（三四頁）ことも当然で、研究的な読者に物足りなさを感じさせるかも知れない。

しかしその中にあつても次の諸点などは外交史の専攻者にとつても大いに参考となる。(一)ハルビン領事・総領事時代（大正三年―大正八年）、ロシア革命に対して参謀本部特務機関の黒沢準少佐と提携し、シベリア出兵の必要を中央に対して説いた意見具申、「私も黒沢もこのさい日本は一大決心をもつて、シベリアに出兵せねばならぬ」という考えを持つに至つた。もしボルシェビキによつて起こされた革命運動をこのまま放置しておくならば、この運動は全ロシアにわたり止めどもなく広がっていくだらうし、ついにはもはや、手のつけようもなくなるであらう。いまのうちに連合国はシベリアに出兵し、真剣にいく止め策を講じなければならない、それには極東の第一の責任者である日本が率先して連合軍出兵の指導的立場に立つべきである……」（二七頁）。またこの意見具申が大使を経由せず、総領事の判断に基づいて直接外相宛なされ、これに対する内田大使

の激怒、佐藤総領事に対する訓戒要求に対し、本省が応じなかつた点等「当時ハルビンを中心として展開した情勢判断のための一助」(二一九頁)となるものであり、(二)国際連盟日本事務局長時代(昭和二年)、国際連盟内部における日本の地位向上への努力「ジュネーブの国際連盟は私の目には、世界的生活の縮図と見えるのであつた。

……全世界に一時に働きかけるといふことは、なかなかできない相談であるが、ミニアチュールである国際連盟なるものがジュネーブに存在する以上は、これを好機としてジュネーブで成功すべく努めなければならぬというのが、日本の見地に立つての私の対国際連盟陣置方策にかんする根本的見地であつた」(二一九頁)。「しからばなぜ日本は、連盟内の地盤を必要とするか。それは日本の対支那問題にかんする必要からくることで……満州問題は、必ず連盟の土俵に上がる日があるからである。そのときに、日本が連盟内で確固たる地盤を築いていなかつたとしたならば、結果はどうであるか。連盟の土俵の上で支那と四つに組むことさえもできないであろう」(二二二頁—二二三頁)。しかし日本国内での連盟への関心は、一般は勿論外務省においてさえ、極めて薄く、「連盟に幾多の欠陥のあることは免れないとしても、これを矯正して、逐次、健全な発展を遂げさせることも、大国の負うべき責務」(二三四頁)であつたにかかわらず、現場にあつて努力する者の感じ方と遠く本国にあるものの感じ方のギャップが後の連盟脱退の不幸を招いたものであること、(三)ロンドン海軍縮小会議(昭和五年)に全権委員の随員として参加した著者の「眼底にはうふつとして残つている」政府に最後の訓令

を請うことになつた当夜の日本全権会議の状況—若槻、財部、松平、永井の四全権のみが会合し、それまでにまとまつた対英米交渉の結果に対し東京に最後の訓令を請うことに決したが、財部全権の希望により安保、左近司両海軍將校に電文を内示したところ反対され、外務省の齋藤博参事官(後の駐米大使)の加筆によつてようやく最後の請訓電報を発することが出来たこと(二四七頁—二五〇頁)、(四)ベルギー大使時代(昭和五年—八年)、国際連盟総会あるいは理事会に日本代表として出席したジュネーブにおいて、折から勃発した満州事変につき顔慶忠等を向うに廻しての悪戦苦闘、日本における連盟非難と同時に連盟の極東の事情についての無知識、「……国内の多くの人たちは、国際連盟がいかなる世界的機構であつて、そして国際紛争をいかなる手段をもつて解決するを使命としているか、つまり連盟規約の何物たるかについては、一片の知識も持たない連中であつた。これも無理からぬことであつて、日本人の目には、国際連盟なるものは何か遠いジュネーブの辺地にあるヨーロッパ向きの機関であつて、極東などにはとんと関係のないものとしてのみ映じていたのである。連盟はまた連盟で、極東の問題などには全くの無知識で、極東もヨーロッパもなら差別するところなく、世界の果てにおける特殊事情、ことに満州という特殊の地域における紛糾せる事情を研究したことのない連中が、単に規約一点張り、あたかも欧州の一地にでも起つた問題かのごとく、満州の事件を取り扱わんとしたところに、非常な無理が生じてきたわけである。お互いの無知識、無理解はますます日本と連盟との間を隔離せしめ……」

(二六五頁―二六六頁)、上海事変(昭七・一・二八)に對する理事會の答弁においては「國際世論なるものがいかに偉大な力を持つものであるか、また、いかに重圧を加えうるものであるか、ということをも、まさまざと痛感させられた」(二七三頁)こと、連盟脱退(昭八・二・二四)時における松岡全權の演説と退場の光景の再現(二八一頁―二八六頁)、(田)林内閣の外相時代、「外務省出身者は外国での生活が長く、国内で人に知られず、地盤を得ず、発言力が乏しく、国の外交は伸びるチャンスを失う、という持論にもかかわらず、林首相の懇請により次の四つの条件を出して入閣を受諾した。一、日本はいずれの国とも戦争を避けて、平和裏に國際關係を律していくこと、二、中国との平等な立場において、平和の交渉によつて國交を調節し、兩國間利害の衝突を緩和しなければならぬ、三、對ソ關係についても武力衝突を避け、平和關係を維持し、友好裏に諸般の問題をまともて行くこと、四、イギリスとの國交を調節すること。そして議會で行つた外交演説は、以上の平和的談判、國交調節を基調とすることを強調し、危機感をあおることに反對し「危機を招くも招かざるも皆日本自體の意圖によつて決せられる」と述べ、右翼や軍部に阿諛して自分の地位を保つてゐるものの反感を買つたこと(三六三頁―三六七頁)。なお中国との平和的談判のためには、軍部との意見一致が必要であるとして働きかけたところ、陸軍、外務兩省の意見は漸次接近し、大綱において合意が出来、參謀本部もこれに異議を唱えず、海軍も賛成であつた。それに満足しなかつた佐藤外相は、出先機關を

説きつける必要を感じ、陸、海、外三省から同時に、別個に特使を出して、出先軍部にたいして中央の意向の徹底を図らしめた。出先の上海、天津とも賛同したが、新京の空氣だけは全く別個のもので、中央の意見にたいし反抗の意識が明らかであつた。中央から派遣された三人が新京で三日間を過したとき、林内閣は理由不明のまま総辭職し、佐藤外相の意圖も半途にして挫折してしまつたこと(三六七頁―三七〇頁)等である。

後編は、昭和三十七年夏に書かれたもので、前編の続きにあたる昭和二十年一月からの記述であるが、特に第一章は遡つて昭和十七年の駐ソ大使就任事情等にも若干触れて居り、外務省への機密電報等をも引用して興味深い章となつてゐる。(一)日ソ間を規定する根幹をなすものは昭和十六年四月に松岡外相が締結した日ソ中立條約であるとし、「日本は、この條約の存在を幸いに、ソ連をして忠実にこの條約を尊重せしめ、日本もまたソ連に對して野心を包蔵することなく、かくして互いに北方の靜謐を保つていくことが、日本としてもぜひとらなければならぬ國策の根本であると信じ」(二六八頁)この線に沿つて駐ソ大使を引き受けたこと、(二)戦局が日本に著しく不利になるにつれ、ソ連から何らかの保障を得、出来得るならばソ連の好意によつて終戦の糸口を見出すため、日本から特使を派遣しようとする動きに對し、佐藤大使はその実現の不可能を感じ、苦しまぎれの政策転換に反感を持つたこと(四七三頁―四七八頁)、(三)そして昭和二十年六月八日遂に「切迫せる時局にかんし卑見申進す」として、ソ連の調停は望み難い、沖繩戦線の切迫もあり、

「すべての犠牲を忍び 国体擁護の一途にいづるほかなしと考えおれり」とし、その後数次にわたつて政府に対し、国体護持の他は無条件降伏を進言したこと（四八一頁—四九七頁）、特に昭和二十年七月二十日発外相宛の電報は「心血を注いで筆をとつたものであり、一項をしたためて筆をおき、沈思黙考、さらにまた一項を書きおろすというぐあい、重い筆を走らせ……祖国の興亡この一電にかかるとさえ思われ」（四九七頁）たと述べられるだけに、当時の佐藤大使の苦衷をまざまざと見せられる思いがする。その一節を引用すれば「宣戦の大詔を拝したる以上戦争目的完遂に全力を傾倒すべきは国民当然の責務にして本使もまたしかく心得微力をいたすに努めたり。しかれどもことすでに今日の情勢となるにいたりて本使は率直に今次戦争の将来絶望となりたる事実を認識するを要すとなすものなり。……本使はもはや前途目的達成の望みなく、わずかに過去の情勢をもつて抵抗を続けおる現状をすみやかに終止し……民族の生存を保持せんことを念願す。本使は政府のご所信に反するを知りつゝ、あえてこの言を呈するものにして、その罪甚大なるを自認す。しかもなお、この挙にいずるゆえんのもの、救国唯一の方策が卑見のごとくならざるをえずと信ずるがゆえにして、たとえこれがために本使は敗戦主義者をもつて非難せらるるも、これを甘受すべきにより、いかなる責任に問わるもつつしんでお受けすべきことを申し添ゆ」。因ついに八月八日モロトフ外相によつてソ連の対日宣戦布告文を受け「来るべきものが来た」と感じたこと（四九七頁—四九九頁）などが生き生きと著されている。

この回想録を通じて感ぜられることは、自分の意図に反して逆流に棹さして行つた日本外交の姿を自分の役割りを中心に淡々と描いている点である。全くの個人的な事柄の中にも日本代表としての誇り高き外交官の姿があるとともに、公的な面には自己の意思に反しながらも自国の利益を代弁しなければならない外交官の悲哀が十分窺える。しかし、読み進めれば進む程「洋服を着た武士」と評される著者の面目が浮彫りにされていく興味尽きぬ好読物ともなつてゐる。

（昭和三十八年 五九六ページ 八〇〇円 時事通信社）
（池井 優）

Harry Eckstein:

A Theory of Stable Democracy

Research Monograph No. 10

Center of International Studies, Princeton
University, New Jersey, 1961, iv+50 pp.

H・エックシュタイン著

『安定したデモクラシーの一理論』

本論で著者は、現代の政治理論には、ガバメントの水準での政治と、ガバメント以外の政治組織内での政治の両者を同時に包摂する一般命題が欠けている点——政治理論の脱落——の重大性の指摘